

岩国農業振興地域整備計画書（変更案）

	岩国市	旧岩国市	旧由宇町	旧周東町	旧玖珂町	旧錦町	旧美川町	旧美和町	旧本郷村
地域指定年度		昭和 48 年度	昭和 46 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 46 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 46 年度
計画策定年度		昭和 48 年度	昭和 46 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度
計画見直し年度		昭和 54 年度	昭和 53 年度	昭和 58 年度	昭和 56 年度	昭和 51 年度	昭和 54 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度
		昭和 61 年度	昭和 61 年度	平成 4 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 60 年度	平成 4 年度	平成元年度
		平成 4 年度	平成 8 年度	平成 11 年度	平成 4 年度		昭和 61 年度	平成 16 年度	平成 3 年度
		平成 10 年度		平成 19 年度	平成 17 年度				
	平成 27 年度								
	令和●年度								

令和●年●月

山口県岩国市

はじめに	1
1 本計画の目的	1
2 計画変更の経緯	1
3 計画の設定年次	1
第1 農用地利用計画	2
1 土地利用区分の方向	2
(1) 土地利用の方向	2
(2) 農業上の土地利用の方向	5
2 農用地利用計画	11
第2 農業生産基盤の整備開発計画	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
2 農業生産基盤整備開発計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
4 他事業との関連	16
第3 農用地等の保全計画	17
1 農用地等の保全の方向	17
2 農用地等保全整備計画	17
3 農用地等の保全のための活動	17
(1) 多面的機能支払交付金の推進	17
(2) 中山間地域等直接支払交付金の推進	18
(3) 鳥獣被害対策の推進	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連	18
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	19
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	19
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	19
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	20
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	20
(1) 岩国地域及び由宇地域	21
(2) 周東地域及び玖珂地域	21
(3) 錦地域、美川地域、美和地域及び本郷地域	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第5 農業近代化施設の整備計画	22
1 農業近代化施設の整備の方向	22
2 農業近代化施設整備計画	22
3 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	23
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	23

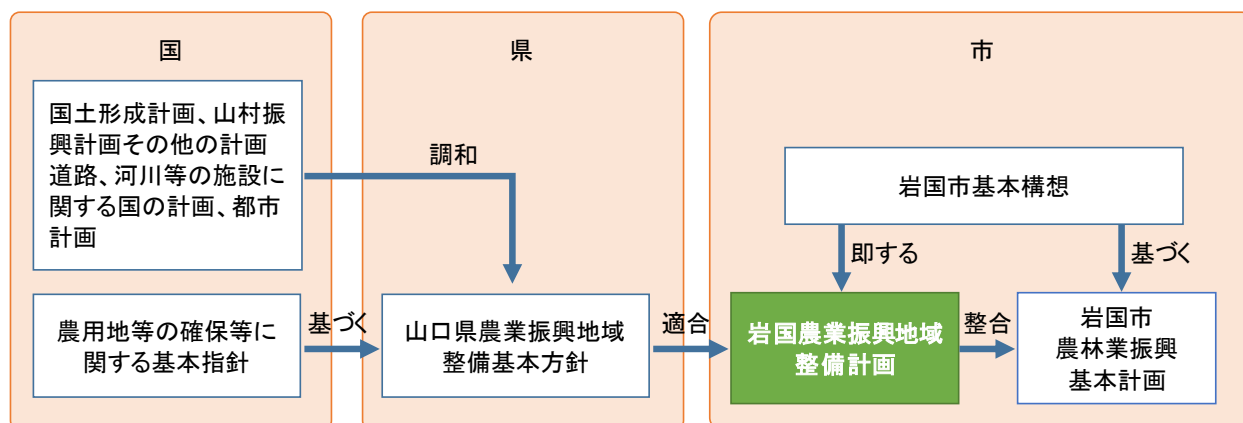
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	23
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	23
	（1）認定農業者等の確保・支援.....	23
	（2）営農の組織化・法人化および経営支援.....	23
	（3）新規就農・就業者等の育成.....	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	24
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	25
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	25
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	25
3	農業従事者就業促進施設.....	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	26
第8	生活環境施設の整備計画.....	27
1	生活環境施設の整備の目標.....	27
2	生活環境施設整備計画.....	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	27
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	27
第9	付図.....	28

はじめに

1 本計画の目的

農業振興地域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）第6条に基づき、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業の効率化や近代化を総合的かつ効果的に推進することが適切と考えられる地域として、都道府県知事により指定されたものである。本市では、都市計画法に基づいて定められた市街化区域及び用途地域、飛行場（岩国飛行場用地）、自然公園法の国定公園の特別保護地区、規模の大きな森林の区域等を除いた地域が「岩国農業振興地域」に指定されている。

岩国農業振興地域整備計画（以下「本計画」という。）は、農振法第8条に基づき、岩国農業振興地域内における土地利用や農業振興の方向について定めた計画であり、国の基本指針や県の基本方針に従いつつ、農業上の土地の有効活用や農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、優良な農地を確保するとともに、活力ある農業振興地域の実現を図ることを目的としている。



2 計画変更の経緯

本市においては、昭和46（1971）～48（1973）年度にかけて、当時の岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町において各農業振興地域整備計画が策定された。以降、適宜変更が行われている（変更年次については、計画書表紙に記載）。

平成18年（2006）の市町村合併を経て、平成27年（2015）12月には8つの農業振興地域整備計画を「岩国農業振興地域整備計画」として一本化し、これに基づく取組を進めてきた。

その後概ね5年が経過する中、令和2（2020）年度に農振法第12条の2に基づく基礎調査を実施したところ、本市における農業環境の変化や営農上の課題等が明らかになった。また一方で、国の基本指針（令和2年（2020））及び県の基本方針（令和3年（2021））が変更される等、上位関連計画の変更が行われている。

これらを受け、今後の農業振興地域の整備に関する方針を定めるため、岩国農業振興地域整備計画の全体見直しを行うものである。

3 計画の設定年次

本計画では、令和2年（2020）を基準年次とし、おおむね10年先となる令和13年（2031）を目標年次とする。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 岩国農業振興地域の概要

岩国農業振興地域は、山口県東部に位置しており、北側は中国山地で広島、島根の両県に隣接するとともに、東側は穏やかな瀬戸内海に面している。瀬戸内海国立公園、西中国山地国立公園、羅漢山県立自然公園といった豊かな自然に恵まれている。山間部から流れ出る水は日本有数の清流である錦川（流域面積 884.9 km²、流路延長 110.3 km）や島田川となり、流域において美しい景観をかたちづくりながら瀬戸内海に注いでいる。

岩国市内の中心部及び南部は、瀬戸内海沿岸に位置していることから1年を通して穏やかな気候である。また北部は山地型であり、沿岸部に比べ平均気温は2～3度低くなっている。

(イ) 人口等の動向、他用途土地利用の方向等

本市の人口は、昭和55年（1980）の163,692人をピークに減少が続いており、令和2年（2020）では129,125人となっている。世帯数は、核家族化や単独世帯の増加等により平成17年（2005）までは増加傾向にあったが、平成22年（2010）からは減少に転じ、令和2年（2020）では57,911世帯となっている。

農林業センサスにおける農家人口、農家数は、平成27年（2015）の4,379人、4,033戸から、令和2年（2020）の3,229人、3,310戸と減少しており、今後も減少が続くことが想定される。

また、本市の農業振興地域内の農用地等の面積（令和2年（2020）時点）は3,770haであり、平成27年（2015）と比べて49ha減少している。その一方で、森林原野については増加傾向にある。

(ウ) 主要な用途間の移動の構想

農業振興地域内における土地利用の移動にあたっては、諸施策の推進により農用地の減少を抑制することとし、その構想を次表のとおりとする。

農業振興地域内における土地利用の移動の構想

単位：ha、%

	農用地 (A)		農業用 施設用地 (B)		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計		(参考) 農用地等 A+B+C	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
令和2年 (現況)	3,627	7.1	28	0.1	39,078 (115)	76.1	744	1.4	73	0.1	7,788	15.2	51,338	100.0	3,770 (115)	7.3
令和13年 (目標)	3,602	7.0	30	0.1	39,043 (115)	76.0	749	1.5	73	0.1	7,841	15.3	51,338	100.0	3,747 (115)	7.3
増減	▲25	-	2	-	▲35 (0)	-	5	-	0	-	53	-	0	-	▲23 (0)	-

- (注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査
 2 () 内は、実数のうち混牧林地の面積 (C)
 3 表中の「その他」は、共施設用地、商業・サービス等用地、その他の業務用地等が該当する。

イ 農用地区域の設定方針

農業振興地域のうち、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）については、次の設定方針に基づき定めることとする。

なお、都市計画との調整の必要が生じた際は、法令等に基づき連携を図りながら適切に対応する。

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

岩国農業振興地域内にある現況農用地約 3,627ha のうち、a～c に該当する農用地約 2,826ha について、農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年（1960）以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立て又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
- ・ 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の取組農用地及び今後取組が見込まれる農用地

上記の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- ・ 土地改良事業等における非農用地区域
- ・ 集落地域内に介在する農用地
- ・ 自然的な条件等から農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- ・ 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地
- ・ 宅地開発が進み地域一帯の営農環境が著しく阻害され、将来農用地としての存続が困

難と認められる農用地

- ・ 周東地域において、国道 2 号が横断し、地域一帯の営農環境が著しく阻害され、将来農用地としての利用が困難と認められる下久原地先から周南市境までの間と主要市県道沿線の農用地
- ・ 本郷地域において、県道岩国錦線の波野原地内から野尻地内、中山地内から仲田地内までの間の沿線農用地

なお、荒廃や林地化が進む農用地区域がある地区については、営農環境及び集落環境の保全を前提に、適切な農用地区域の在り方について検討を行うこととする。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 1 条で定める農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の現況森林、原野等については、以下のとおり農用地区域を設定する。

① 周東地域

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
林地	祖生 小祖生畑	私有地	5	樹園地	
	三瀬川 東		10		
		計	15		

② 錦地域

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
林地	宇佐 林班番号 6160、6161	私有地	4	畑地	
	宇佐 林班番号 6177、6178		31	畑地	
	宇佐郷 林班番号 6152、6154		11	混牧林地	
		計	46		

③ 美川地域

土地の種類	所在（位置）	所有者又は 管理者	面積 (ha)	利用しようと する用途	備考
原野・林地	添谷、小川、四馬神	私有地	19	栗園、山葵園	
林地	添谷、小川		6	採草放牧地	
		計	25		

④ 美和地域

土地の種類	所在（位置）	所有者又は 管理者	面積 (ha)	利用しようと する用途	備考
林地	長谷	私有地	0	樹園地	
	日宛		2		
	大根川		2		
	岸根		2		
	瀬戸の内		2		
	中垣内		1		
	佐坂		2		
	北中山	私有地	2	採草放牧地	
	下畑		4		
	渋前		1		
	北中山	私有地	2	混牧林地	
	阿賀		1		
		計	21		

⑤ 本郷地域

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
林地	宇塚・今市	私有地	5	観光果樹園	
計			5		

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地区域内の農用地等（農用地（農地及び採草放牧地）、農業用施設用地及び混牧林地）の面積は、約 2,945ha（令和 2 年（2020）12 月現在）である。都市化、林地化に伴い年々減少が続いているものの、食料その他の農産物の供給をはじめ、国土の保全や文化の伝承等の多面にわたる機能の維持・発揮の観点から、優良農地を軸とする農用地等の確保を図る必要がある。

このことから、令和 13（2031）年度における農用地区域内の農用地等の目標値を約 2,927ha と定め、この確保に向けて国、県及び関係機関との連携を図りながら各種取組を推進することとする。

また、農用地等については、農業的な土地利用を基本とし、その他の土地利用との調整を図りながら、農業生産性を高め、地域ごとの特色ある土地利用と優良農地の保全・確保に努める。

農用地区域内の土地の現況と将来

		農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
岩国地域	尾津地区	143.7	143.3	-0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	143.9	143.5	-0.4	0.0
	青木地区	12.9	12.8	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.9	12.8	-0.1	0.0
	柱島地区	64.4	64.2	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.4	64.2	-0.2	0.0
	叶木地区	18.6	18.5	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.6	18.5	-0.1	0.0
	南河内地区	148.1	147.7	-0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	148.1	147.7	-0.4	0.0
	北河内地区	27.5	27.4	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	27.6	27.5	-0.1	0.0
	長野地区	11.0	11.0	-0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.0	-0.0	0.0
	小計	426.2	425.0	-1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	426.5	425.3	-1.2	0.0
由宇地域	小計	206.6	204.9	-1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	206.6	204.9	-1.7	0.0
周東地域	祖生地区	313.0	311.3	-1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	2.2	0.0	315.2	313.5	-1.7	5.0
	高森地区	300.1	298.5	-1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	5.4	0.0	305.5	303.9	-1.6	0.0
	米川地区	161.9	160.2	-1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	162.4	160.7	-1.7	0.0
	川越地区	102.7	101.4	-1.3	9.2	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.0	112.6	111.3	-1.3	10.0
	小計	877.7	871.4	-6.3	9.2	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8	8.8	0.0	895.7	889.4	-6.3	15.0
玖珂地域	小計	191.9	187.6	-4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	2.1	0.0	194.0	189.7	-4.3	0.0
錦地域	高根地区	148.6	147.7	-0.9	3.1	3.1	0.0	79.0	79.0	0.0	0.0	0.1	0.1	230.7	229.9	-0.8	34.0
	深須地区	65.1	64.9	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.1	64.9	-0.2	0.0
	広瀬地区	73.6	73.3	-0.3	0.0	0.0	0.0	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.6	85.3	-0.3	12.0
	小計	287.3	286.0	-1.3	3.1	3.1	0.0	91.0	91.0	0.0	0.0	0.1	0.1	381.4	380.2	-1.2	46.0
美川地域	河山地区	67.2	66.9	-0.3	6.1	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.3	73.0	-0.3	25.0
	南桑地区	20.2	20.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.2	20.1	-0.1	0.0
	小計	87.4	87.1	-0.3	6.1	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	93.5	93.2	-0.3	25.0
美和地域	秋中地区	79.7	79.9	0.2	44.0	44.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	124.7	124.9	0.2	7.0
	賀見畑地区	162.3	162.2	-0.1	57.5	57.5	0.0	5.3	5.3	0.0	2.0	2.0	0.0	227.1	227.0	-0.1	6.0
	坂上地区	201.8	198.8	-3.0	4.1	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	2.1	0.0	208.0	205.0	-3.0	8.0
	小計	443.8	440.9	-2.9	105.6	105.6	0.0	5.3	5.3	0.0	5.1	5.1	0.0	559.8	556.9	-2.9	21.0
本郷地域	本谷地区	53.1	53.0	-0.1	4.1	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.2	57.1	-0.1	0.0
	本郷地区	73.2	72.8	-0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.2	72.8	-0.4	2.0
	宇塚地区	34.3	34.2	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.3	34.2	-0.1	3.0
	波野地区	21.5	21.4	-0.1	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.5	23.4	-0.1	0.0
	小計	182.1	181.5	-0.6	6.1	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	188.2	187.6	-0.6	5.0
合計		2,703.0	2,684.2	-18.8	130.1	130.1	0.0	96.3	96.3	0.0	16.3	16.4	0.1	2,945.7	2,927.0	-18.7	112.0

- (注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査
2 端数処理の関係上、合計値が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 岩国地域

a 尾津地区（岩-A1）

- ・本地区は、門前川河口の右岸に位置する干拓地に農用地があり、大部分で特産品であるレンコンが栽培されている。また、畑地では小物・施設野菜が栽培されている。特産品のレンコンと都市近郊農業の推進のため、農地として用途区分し土地利用を図る。

b 青木地区（岩-B1）

- ・本地区は、国道 188 号沿いの市街地に隣接する緩傾斜地帯に農用地があり、主にミカンが栽培され、その他は田・畑として利用されている。都市近郊農業の推進のため、農地として用途区分し土地利用を図る。

c 柱島地区（岩-C1）

- ・本地区は、岩国港の南東約 26km に位置しており、主にミカン・大根が栽培されている。柱島の気候条件を活かした野菜・果樹の推進を図るため、農地として用途区分し土地利用を図る。

d 叶木地区（岩-D1）

- ・本地区は、岩国地域の南西部、海拔 300m の山間地に位置する水稻単作地帯の農用地である。水稻を中心とする高冷地の気候を活かした野菜等の複合経営を推進するために、農地として用途区分し土地利用を図る。

e 南河内地区（岩-E1～岩-E4）

- ・本地区は、南北に貫通する国道 2 号を挟んだ傾斜地に農用地があり、水稻を中心に野菜と栗が栽培されている。令和 2 年（2020）、地区内の約 20.7ha を対象とするほ場整備事業が完了した。都市近郊の利便性を活かした水稻・野菜・栗等の複合経営を推進するため、農地として用途区分し土地利用を図る。

f 北河内地区（岩-F1～岩-F5）

- ・本地区は、錦川沿いに点在する小規模団地と、支流を上った海拔 250m の山間盆地に位置しており、水稻中心の農業が行われている。今後は水稻・野菜・花き等の複合経営を推進し、豊かな自然と農村景観を利用した都市住民との交流の活性化を図ることとし、農地として用途区分し土地利用を図る。

g 長野地区（岩-G1）

- ・本地区は、岩国地域の南部を瀬戸内海に向けて流れる長野川沿いの傾斜地に位置しており、主に水稻が栽培されている。また、水稻とあわせてレンコンや施設野菜を推進することとし、農地として用途区分し土地利用を図る。

(イ) 由宇地域（由-A1）

a 神東地区（神東・大畑・天神・原・舟木・公門所）

- ・本地区は、急傾斜地が多い地形条件の中、水稻を主としてマイヤーレモン、トマト等の施設野菜の栽培が行われており、農地として用途区分し土地利用を図る。

b 由東地区（清水・中村・山崎・上北・正南・有家）

- ・本地区は、県道柳井由宇線沿いにあり、由宇川水系に属し、ほとんどの農用地は田として利用されている。水稻を基幹として、レンコン・トマト等施設野菜栽培がされており、農

地として用途区分し土地利用を図る。

c 由西地区（西区・笠塚・峇清・横道・中倉・小槇・寺迫）

- ・本地区は、由宇川を挟む形で大將軍山と天ヶ岳の山麓に広がる地形であり、ほとんどの農用地は田として利用されており、長田川水系・由宇川水系・小土路川水系を利用し、これらの両側に広がる農用地で水稻・レンコンの栽培がされており、農地として用途区分し土地利用を図る。

(ウ) 周東地域

a 祖生地区（周-A1）

- ・本地区は、島田川流域の平坦地とそれにつながる山麓地帯を中心とする水稻地帯である。今後も営農組合が担い手組織の中心として、水稻の作付けを主とした地域農業を行っていく。県営ほ場整備事業等の農業生産基盤整備事業の実施により、農地の集団化が進んでおり、土地利用高度化による生産力の増大と労働生産性の向上を目指し、農地として用途区分し土地利用を図る。

b 高森地区（周-B1、周-B2）

- ・本地区は、島田川流域の平坦地域に広がる市街地と南部と北部の山麓地帯に分けられるが、農業生産の中心は南部・平坦部の水稻と肉用牛である。中心地は宅地化・商業化が進み、集落内の農地が減少している。また、農業生産基盤整備の遅れから、水稻、畜産、野菜の個別複合経営がなされている。田尻、中山周辺を中心にほ場整備が実施されており、営農組合を中心に担い手育成・農地の集積化を図り、生産性の向上を目指し農地として用途区分し土地利用を図る。

c 米川地区（周-C1）

- ・本地区は、国道2号を中心に高森市街地と隣接する地域は、宅地化が進みつつあるが、北部の山間高冷地は過疎化が進んでいる。水稻への特化が著しいが、一部地域においては地理的条件を利用した野菜の生産や繁殖牛の飼育が行われ、農地として用途区分し土地利用を図る。

d 川越地区（周-D1）

- ・本地区は、山間部に位置し、団地性に恵まれず農業の近代化が遅れており、農業者の高齢化・後継者不足・鳥獣被害等により不作付田の拡大が進んでいる。水稻を中心に栗の生産や繁殖牛の飼育を行っている。面的にまとまりのある地域では、ほ場整備事業が実施されており、農地として用途区分し土地利用を図る。

(エ) 玖珂地域（玖-A1）

a 平地部に位置する地区（野口・柳井田・瀬田・有延・久門給・阿山・谷津）

- ・本地区は、比較的ほ場が整備されている区域もあるが、大部分の区域は整備されていないため、ほ場整備等を図ることとし、農地として用途区分し土地利用を図る。

b 山間部に位置する地区（上谷・下谷・欽明路・臼田）

- ・本地区は、農地のほとんどが棚田であり、生産性が低いため、農業生産基盤整備等を図ることとし、農地として用途区分し土地利用を図る。

(オ) 錦地域

a 高根地区

① 宇佐（錦-A1）

- ・本地区の水田は棚田状であり、一部ではほ場整備が行われている。今後、農道、用排水の整備を行って農地として用途区分し土地利用を図る。

② 向峠（錦-A2）

- ・本地区の農地については、高性能機械の利用により省力経営を図り、農地として用途区分し土地利用を図る。
- ・本地区の森林は、混牧林地として用途区分し土地利用を図る。

③ 宇佐郷（錦-A2）

- ・本地区の農地は急傾斜地に小規模に分散しており、機械化が困難であるため、農道・用排水路の整備を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

④ 大原・後野（錦-A3）

- ・本地区の農地は宇佐川流域東側の急傾斜地に位置しており、機械化が困難であるため、農道・用排水路の整備等を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

b 深須地区

① 須川（錦-B1）

- ・本地区の農地は宇佐川流域に位置しており、狭小な農地が点在し、機械化が困難であるため、農道・用排水路の整備等を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

② 深川（錦-B2）

- ・本地区は、錦地域で最も急傾斜地に位置するため生産性が低く、宇佐川沿いの現況田を農地として確保し、他の田は畑への転換を図り、山葵を栽培し、農地として用途区分し土地利用を図る。

c 広瀬地区

① 木積（錦-C1）

- ・本地区の農地は急傾斜地に位置しており、機械化が困難であるため、用排水路等の整備を行い、森林開発をしてコンニャク産地の拠点として、農地として用途区分し土地利用を図る。

② 府谷（錦-C1）

- ・本地区の農地は府谷川水系に位置しており、ほ場・農道・用排水路の整備を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

③ 有仏谷（錦-C2）

- ・本地区の農地は有仏谷川水系に位置し、耕作整備等を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

④ 野谷（錦-C2）

- ・本地区の農地は野谷川水系に位置し、耕作整備等を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

⑤ 大野（錦-C3）

- ・本地区の農地は団地性もあり、比較的條件に恵まれている。耕地整備等や用排水路の整備を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

⑥ 広瀬（錦-C4）

- ・本地区は、田・畑ともに棚田状態で分散している。農道整備や用排水路の整備を行い、農地として用途区分し土地利用を図る。

（カ）美川地域

a 河山地区（川-A1～川-A4）

- ・本地区は、錦川本流・支流沿いに点在している農地で、水稻、野菜、椎茸、そば、肉用牛の生産拡大を図る。農地及び林地を利用した山葵、栗、梅の生産拡大を図り、農地として用途区分し土地利用を図る。

b 南桑地区（川-B1）

- ・本地区は、錦川支流沿いに散在した農地で、水稻、野菜の生産拡大を図る。農地及び林地を利用した栗、山葵の生産拡大を図り、農地として用途区分し土地利用を図る。

（キ）美和地域

a 秋中地区（和-A1～和-A4）

- ・本地区は、狭い谷間と傾斜地に田畑が点在しており、小規模なほ場整備を行い、野菜の栽培・肉用牛の振興を図るため、田畑は現況のまま農地として用途区分し土地利用を図る。森林は開発可能地を樹園地・混牧林地・採草放牧地として用途区分し土地利用を図る。

b 賀見畑地区（和-B1～和-B5）

- ・本地区は、水稻・畜産・茶の複合経営が行われているため、田畑は現況のまま農地として用途区分し土地利用を図る。森林原野は開発可能地を樹園地・混牧林地として用途区分し土地利用を図る。

c 坂上地区（和-C1～和-C6）

- ・本地区は、水稻・果樹・野菜・花きと肉用牛の複合経営が行われているため、田畑は現況のまま農地として用途区分し土地利用を図る。樹園地は現況に加え、森林の開発可能地を樹園地として用途区分し土地利用を図る。

（ク）本郷地域

a 本谷地区（本-A1）

- ・本地区は、本郷地域の北部に位置し、法華山の裾野に広がる農地と本谷川流域の両側に開けた農地は、岡の迫地区 6.6ha、茅原地区 6.8ha、程原地区 7.1ha がほ場整備済みである。現況農地は水稻を中心とする生産基地とし、山裾に広がる樹園地（栗園）は農地として用途区分し土地利用を図る。

b 本郷地区（本-A2）

- ・本地区は、本郷地域の中心部に位置し、本郷川水系に属する本地域で唯一の平坦部として水稻を中心に野菜などの生産も盛んな地域である。地区内の 23ha はほ場整備済みであり、土地の汎用化を図り、土地利用型農業を推進し、農地として用途区分し土地利用を図る。

c 宇塚地区（本-A3）

- ・本地区は、耕地面積が少ないが、県営農地開発事業 5.3ha、県営中山間地域総合整備事業 2.8ha のほ場整備が実施されており、現況農地として用途区分し土地利用を図る。

d 波野地区（本-A4）

- ・本地区は、本郷地域の南部に位置し、本郷川流域の両側に点在する農地で、ほ場整備が7.6ha 完了しており、水稻を中心として野菜と畜産の生産が行われており、現況農地として用途区分し土地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業従事者の高齢化や減少により後継者・担い手不足が深刻化する中、生産性・効率性の向上を図ることで農地を確保・維持していくことが求められている。また、昨今の頻発化・激甚化する豪雨や地震等の自然災害に対応するため、農業用水利施設の適切な管理や農地の有する多面的機能の維持を図ることが求められている。

このため、ほ場整備、農道整備、用排水施設等の農業生産基盤の整備を、地域の実情に即しながら、関係機関と連携し、総合的かつ計画的に推進することとする。

各地区における整備及び開発の方向性は次のとおりである。

(ア) 岩国地域

a 尾津地区（岩-A1）

- ・本地区は、本市の特産品であるレンコンの生産地帯として農地が集団化されており、農道・水路等の整備はほぼ完了している。今後は、老朽化しつつある用排水施設等の改修・長寿命化を計画的に推進することによって生産性の向上を図る。

b 青木地区（岩-B1）

- ・本地区は、主にミカンの生産をしておりほとんどが傾斜地である。農道の改修を計画的に推進し、園内作業道等を整備することによって生産性を向上させ経営の安定を図る。

c 柱島地区（岩-C1）

- ・本地区は、ミカン・野菜を生産しており樹園地のほとんどが傾斜地である。農道の改修を計画的に推進し、園内作業道等を整備することによって生産性を向上させ経営の安定を図る。

d 叶木地区（岩-D1）

- ・本地区は、高冷地で主に水稻を生産している。気象条件を生かした農業経営を行うため、ほ場整備等の生産基盤整備を計画的に行い、農地を集積させ土地利用の高度化の推進を図る。

e 南河内地区（岩-E1～岩-E4）

- ・本地区は、山地が入り組み複雑な地形が多い。農道整備・ほ場整備等を計画的に行い、水稻・野菜・果樹・花き等の複合経営の推進を図る。

f 北河内地区（岩-F1～岩-F5）

- ・本地区は、錦川流域の平坦地と山間盆地に区分され、いずれも団地規模が小さい。農道・ほ場・水路等を計画的に整備し、水稻を中心とした複合経営の推進を図る。

g 長野地区（岩-G1）

- ・本地区は、主に水稻・ミカンを生産しておりほとんどが傾斜地である。農道等を地域の実情に合わせて計画的に整備することによって生産性を向上させ経営の安定を図る。

(イ) 由宇地域（由-A1）

a 神東地区（神東・大畑・天神・原・舟木・公門所）

- ・本地区は、急傾斜が多い地域で、これまで水稻とミカンの生産が盛んであったが、近年は、水稻、マイヤーレモン、施設野菜（トマト）が主流となっている。防災面・生活面からも重要な集落道として完成した基幹農道とこれと接続する後背山地の市道を計画的に拡幅・改修することで、農地の合理的活用を図る。

b 由東地区（清水・中村・山崎・上北・正南・有家）

- ・本地区は、県道柳井由宇線沿いに広がる団地規模が由宇地域で最も大きい主要農業地区である。基盤整備があまり進んでいなかったが、山崎において農地耕作条件改善事業を活用し、新規就農者のほ場の基盤整備を行うなど、今後、担い手の育成、安定生産が出来る環境を整備していく。
- ・意欲ある担い手に農地集積が進むよう、中間管理機構との連携を図りながら、由宇の主要作物の1つでもあるトマトを中心とした農業振興を図る。

c 由西地区（西区・笠塚・峇清・横道・中倉・小槇・寺迫）

- ・西区・笠塚・峇清・中倉・小槇・寺迫地区は、山間地地帯に位置しており、階段状で小規模団地である。したがって、地形に応じた小規模なほ場・農道等の整備を行い、農地の合理的な活用を図る。
- ・横道地区は由西の中央平坦部に位置しており、農用地の態様は比較的良。主に水稻とレンコンが生産されており、本地区は面的事業導入可能地が多い。したがって、ほ場整備事業を推進し機械化営農に対応できるほ場づくりを行い経営の安定化を図る。

(ウ) 周東地域

a 祖生地区（周-A1）

- ・周東地域の東部に位置する本地区は、昭和 57 年（1982）から平成 16 年（2004）にかけて県営土地改良事業や農業構造改善事業等の実施により、ほ場整備（366.86ha）・農免農道の整備を図っており、今後も効率的な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持、改修に努める。

b 高森地区（周-B1、周-B2）

- ・周東地域の中央部に位置する本地区は、北部・中央部・南部に分けられる。
- ・北部は山間地で棚田が多く優良農地は少ないが、今後も効率的な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持や補修、改修に努める。
- ・中央部は市街化が進行しており、優良農地は少ないが、今後も効率的な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持や補修、改修に努める。
- ・南部の中田地区は、平坦地と山間地を併せ持った地域であるが、平成 5 年（1993）から平成 19 年（2007）にかけて農業農村整備事業等によるほ場整備（110.02ha）が完了しており、今後も効率的な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持や補修、改修に努める。

c 米川地区（周-C1）

- ・周東地域の西部に位置する本地区は、山間地で棚田が多く優良農地は少ないが、平成 7 年（1995）にはほ場整備（7.4ha）が完了しており、今後も効率的な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持や補修、改修に努める。

d 川越地区（周-D1）

- ・周東地域の北部に位置する本地区は、山間地に位置するため効率的な農業生産基盤整備は困難であるが、比較的耕地のまとまりのある集落においては、昭和 62 年（1987）から平成 17 年（2005）にかけて中山間総合整備事業等によりほ場整備（80.02ha）を行い、生産性の向上を図っており、今後も効率的な農作業の実施に向け、農道・用排水路等の適切な維持や補修、改修に努める。

（エ）玖珂地域（玖-A1）

a 平地部に位置する地区（野口・柳井田・瀬田・有延・久門給・阿山・谷津）

- ・本地区は、笹見川・柳井田川水系に位置し、比較的平坦な帯状に連担している農用地があり、ほとんどが水田である。生産性は他の山間部地域と比較すると少々高い程度である。したがって、農道整備及び用排水施設等の農業生産基盤整備について既存施設を有効活用しつつ行い、生産性の向上を図り効率的な近代的農業の促進を図る。

b 山間部に位置する地区（上谷・下谷・欽明路・臼田）

- ・本地区は、山間棚田で生産性の低い農地が多い。したがって、生産性の向上を図るため、農道整備・用排水施設整備等の生産基盤整備について既存施設を有効活用しつつ行う。

（オ）錦地域

a 高根地区（錦-A1～錦-A3）

- ・本地区は、棚田が多く生産性が低い。したがって、農道・用排水路の整備を促進していく。また、周囲の森林の開発可能地を混牧林地として開発を行い、畜産の振興を図る。
- ・ほ場整備済みの農地については、日本型直接支払制度等を活用しながら農地利用を促進する。

b 深須地区（錦-B1～錦-B2）

- ・本地区は、山間棚田が多く生産性が低い。したがって、農道・用排水路の整備を行い、地域特産物であるコンニャクの産地としての農地利用を推進する。
- ・ほ場整備済みの農地については、日本型直接支払制度等を活用しながら農地利用を促進する。

c 広瀬地区（錦-C1～錦-C4）

- ・本地区は、平坦地が少なく棚田が多いので生産性が低い。したがって、農道・用排水路の整備を促進していく。
- ・ほ場整備済みの農地については、日本型直接支払制度等を活用しながら農地利用を促進する。

（カ）美川地域

a 河山地区（川-A1～川-A4）

- ・本地区は、比較的団地性のある農地が多く、実態に応じた農道等の道路整備を行い、山地については、栗等の樹園地や山葵畑としての利用を進める。
- ・ほ場整備済みの農地については、日本型直接支払制度等を活用しながら農地利用を促進する。

b 南桑地区（川-B1）

- ・本地区は、農道の整備を行い、農作業の効率化、生産性の向上を図る。山地については、栗等の樹園地や山葵畑としての利用を進める。

(キ) 美和地域

a 秋中地区（和-A1～和-A4）

- ・本地区は、担い手不足や高齢化の進行が著しい地域である。水稻に関しては、営農組合などの受委託体制を維持し、準高冷地という地理的条件を活かした野菜等の栽培を促進するとともに、農道・用排水路の整備を行う。

b 賀見畑地区（和-B1～和-B5）

- ・本地区は、水稻に関して農作業の受委託体制の整備や法人化を維持促進するとともに、果樹・畜産を加えた複合経営を促進するために、県営中山間総合整備事業や農業生産基盤整備促進事業等により農道・用排水路の整備をおこなって生産性の向上を目指し、農産物の高付加価値化を図る。

c 坂上地区（和-C1～和-C6）

- ・本地区は、水稻に関して農作業の受委託体制の整備や法人化を維持促進するとともに、県営中山間総合整備事業や農業生産基盤整備促進事業等により農道・用排水路の整備を行い、開園可能な森林を樹園地として開発を行う。

(ク) 本郷地域

a 本谷地区（本-A1）

- ・本地区は、本郷地域の北部に位置し、本谷川の両側に開けた山間棚田ではほ場整備不適地であるが、岡の迫地区、茅原地区、程原地区の平坦地は、ほ場整備を実施しており、水稻や飼料作物などの栽培が行われている。しかし、担い手不足や高齢化の進行が著しい地域であり、集落協定などを中心とした持続可能な農業構造への転換を図るため、農地・農業用施設の整備・更新を図る。

b 本郷地区（本-A2）

- ・本地区は、本郷川流域に開けた水田地帯で、本郷地域の水田面積の 1/3 を有している。おおむねほ場整備が終了し、農道やかんがい排水等の条件整備も完了している。このため、老朽化した農道、用排水路、頭首工などを計画的に更新する。また、共同利用施設の水稲乾燥調製施設、育苗施設の機械設備の更新、営農飲雑用水施設の整備を図り、生産性の高い地域農業を推進する。

c 宇塚地区（本-A3）

- ・本地区は、山間部で生産性の低い農地が多く、ほ場整備は不適地であるものの、一部の平坦地ではほ場整備が完了しており、水稻を中心に野菜やゼンマイ等の栽培が行われている。県営中山間地域総合整備事業により、用排水路の整備や農地の汎用化を図るために暗渠排水の整備を実施する。

d 波野地区（本-A4）

- ・本地区のうち 3 ヶ所は既にはほ場整備が完了しており、残る波野原地区について、ほ場整備を推進する。水稻を中心に畜産と野菜の生産が盛んな地区であり、農地の汎用化、農道、用排水路等の農業用施設の整備、更新を図り、土地利用型農業を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号
		受益地区	受益面積	
生産基盤整備	本郷地区ほ場整備	本郷 (本郷地域)	35ha	A-1
生産基盤整備	水利施設長寿命化対策	愛宕 (岩国地域)	134ha	A-2

3 森林の整備その他林業の振興との関連

各種生産基盤整備事業の実施にあたっては、岩国市森林整備計画に基づく林業施策等との連携・調整を図り、林業経営と共用できる施設としての整備に努めるなど、農業と林業の一体的な振興を図る。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備開発にあたっては、岩国市総合計画及び各分野別計画等に基づき実施される諸事業との連携・調整を図り、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農山村においては、食料の生産・供給をはじめ、自然環境の保全、水源のかん養、景観形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しているものの、担い手の減少や人口減少・高齢化等が進み、生産力の低下や荒廃農地の増加が進んでいる状況にある。

農地や集落が有する多面的機能の発揮や地域農業の活性化に向けて、次の取組の推進を図る。

- ・地域が協力して取り組む多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の活用を図るとともに、環境に配慮した農業生産活動の推進に向け、環境保全型農業直接支払交付金の活用による取組を推進する。
- ・鳥獣による農作物被害が市内各地で生じており、農業収入の減少、営農意欲の減衰等が続いている。このため、生息地管理（里森林の整備や緩衝帯の整備等）、防護（防護柵の設置や地域ぐるみでの侵入防止対策等）、捕獲（有害鳥獣の捕獲、狩猟者の担い手確保等）とともに、有害鳥獣の生息域調査、被害状況調査や今後の対策に必要な情報収集等により、安心して営農できる環境づくりに取り組む。
- ・近年激甚化する災害に備え、多面的機能保全支払交付金の活用等により農用地、農業用施設等の点検・維持管理に努めるとともに、被災時には農地・農業用施設災害復旧事業等により被災規模等に応じた復旧を図る。
- ・農作業体験等の都市農村交流を進めることで農山村における各種取組の理解増進を図り、将来的な担い手や定住者の確保に繋がる取組を推進する。
- ・企業や各種団体との連携により、各地域が有する多様な資源が活用される、持続可能な環境づくりに向けた検討を行う。
- ・効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、地域計画（人・農地プラン）の作成及びこれに基づく取組、農地中間管理機構を活用した担い手への利用集積、地域ブランド化の推進、農産物直売所の利活用促進その他必要となる諸支援を行う。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号
		受益地区	受益面積	
農村地域防災減災事業	小祖生畑ため池改修工事	小祖生畑 (周東町)	17.9ha	B-1
農村地域防災減災事業	小田ため池改修工事	小田 (美和町)	4.2ha	B-2

3 農用地等の保全のための活動

(1) 多面的機能支払交付金の推進

農業振興地域において、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え農地集積を後押しする「農地維持支払」、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払」の取組について、地域の実情に応じた推進を図る。

（２）中山間地域等直接支払交付金の推進

中山間地域等において、農地保全等の協定を市と結んだ集落協定に対して農地面積等に応じた交付金を交付し、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する。

（３）鳥獣被害対策の推進

農作物の安定的な生産を図るため、地域や関係機関等と連携しながら、生息地管理、防護、捕獲等の対策を進めるとともに、鳥獣の生態に応じた効果の高い施策を推進する。

４ 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全にあたっては、岩国市森林整備計画に基づく林業施策等との連携・調整を図り、農業と林業の一体的な振興に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市において今後も農業を重要な産業として振興していくためには、農産物の価値向上や生産力の向上により農業生産額の維持拡大を図る必要がある。

このために、都市的地域においては、都市近郊の有利性を生かした施設型の企業的農家の育成、農地の集積による大規模農家の育成、あるいは複合経営の構築などにより農業経営基盤を固めることが求められる。また、中山間地域のような効率的かつ安定的な経営体の確保・育成が困難である地域においては、農地の保全を目的とした国庫補助等を活用しながら、集落営農活動の維持・発展を促し、集落営農法人等への誘導を図ることが必要である。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立しているレンコン栽培や畜産、施設園芸等の経営を中心とした優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者と比較し得る程度の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりおおむね220万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

主要な営農類型とその経営規模を示すと次のとおりである。

■家族経営体

営農類型	経営規模
レンコン	レンコン 100a
	レンコン 90a
	ネギ 10a
	レンコン 110a
	小松菜等 10a
イチゴ	イチゴ 36a
トマト	トマト（冬春） 20a
ワサビ	畑ワサビ
	露地 10a
	促成 5a
	超促成 5a
小物野菜	夏秋トマト 8.6a
	葉ネギ 25a
自然薯	ホウレンソウ 22a
果樹	自然薯 120a
花き	温州ミカン 130a
	イチジク 60a
	リンドウ 30a
	小菊 35a

営農類型	経営規模
畜産	繁殖牛 35頭
	飼料作物（延べ） 1000a
	水稻 200a
	繁殖牛 25頭
	肥育牛 30頭
	飼料作物（延べ） 700a
	水稻 200a
	肥育牛 60頭
	飼料作物（延べ） 200a
	水稻 200a
水稻	水稻 600a
	水稻作業受託 250a
	水稻 500a
	水稻（酒米） 250a
	水稻 640a
	小麦 250a
	水稻 400a
	大豆 200a
	小麦 150a
	水稻 500a

	水稲作業受託	150a
	栗	100a
	水稲	800a
	たまねぎ	50a

■組織経営体

営農類型	経営規模	
水稲（法人）	水稲	1600a
	水稲作業受託	700a
	水稲	1300a
	水稲（酒米）	700a
	水稲	1500a
	水稲作業受託	200a
	小麦	500a
	水稲	1300a
	大豆	200a
	小麦	550a
水稲	2250a	
たまねぎ	70a	

営農類型	経営規模	
畜産（法人）	繁殖牛	50 頭
	肥育牛	150 頭
	飼料作物（延べ）	1500a

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、農産物の生産力や価値向上に向けた取組に加え、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、集団化・連担化した条件で担い手に利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、岩国市担い手育成総合支援協議会において関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

各地域における主な方策は次のとおり。

(1) 岩国地域及び由宇地域

レンコンの栽培をはじめ、トマト・イチゴ・小物野菜等の都市近郊型農業が盛んであるため、個別農家が効率的な農業経営を展開できるよう、担い手への農用地の利用集積を積極的に推進する。

(2) 周東地域及び玖珂地域

集落を単位とする集落営農法人等を育成し、水稻に加え麦・大豆や野菜等を導入し経営の複合化による所得の拡大を図るため、集落営農法人等の担い手による農用地の一体的管理が可能となるよう、担い手への農用地の利用集積を積極的に推進する。

(3) 錦地域、美川地域、美和地域及び本郷地域

集落を単位とする集落営農法人等を育成し、水稻に加えわさびや野菜等を導入し経営の複合化による所得の拡大を図るため、集落営農法人等の担い手による農用地の一体的管理が可能となるよう、担い手への農用地の利用集積を積極的に推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の推進を図るため、林業施策との連携・調整を図り農業と林業の一体的な推進を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近年の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化などが進み、年々厳しいものとなっており、このような状況下で労働時間の短縮などの労働条件の改善を可能にしつつ、競争力があり、自立できる農業経営を達成するためには、農業生産面において高収量・高品質化とともに低コスト化、省力化等を実現していく必要がある。

このため、地域の実情や生産条件に応じた近代化施設の整備を推進するとともに、ICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）の活用を促し、農業生産や流通における省力化・効率化・合理化を図ることとする。

主な作物等における取組方針は次のとおり。

- 水稲 農作業の効率化、生産コストの低減を図るため、生産組織の育成を図る。また、育苗センターやライスセンター等の施設の整備や改修・有効利用を図る。
- レンコン 尾津地区を中心とする瀬戸内海沿岸を中心に特産物として栽培され、生産量及び知名度ともに全国有数のレンコンだが、腐敗病等による連作障害や人件費の上昇等による単収の減少などが課題となっている。
水利施設の長寿命化を進めるとともに、土作り対策や機械導入を推進し、単収の増加、人件費の縮小を図る。
- 栗 必要に応じて選果場等の施設の改修、共同防除体制の整備、出荷の調製を行うための保冷库の整備等により、生産の安定を図る。
- わさび 錦町、美川町や本郷町の特産物として、規模拡大と良品質生産物の増加に努める。
- 肉用牛 肥育牛については、多頭化が進んでいるが、販売価格が不安定であり、今後は、技術改善と併せて経営改善を進め、経営の安定を図る。また、市有牛の導入を計画的に推進するとともに地域内保留を促進し、ブランド化への足がかりを作る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

岩国市森林整備計画等との調整を図りながら、近代化施設の整備を進める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

農業協同組合、農林水産事務所等と十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、岩国市担い手育成総合支援協議会により集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、地域計画（人・農地プラン）に基づく取組を推進するとともに、上記の岩国市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって将来の方向性について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

市民が身近に農業に触れる機会を提供するため、市民農園等の適切な管理運営を図る。

また、山口県農業協同組合が運営する「FAM'S キッチンいわくに」（平成30年（2018）3月開設）では、多様な生産者からの農産物の出荷があり、生産者と消費者との交流、生産者間の交流、食育の推進等にも取り組んでいる。今後も、こうした農産物販売所等による身近な販路を確保しつつ、農業就業者の育成・確保を図る。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

（1）認定農業者等の確保・支援

認定志向の農業者の掘り起こし及び農業経営改善計画の作成を支援するとともに、認定農業者の経営安定及び発展のため、補助事業の活用や制度資金の融資等による必要な資金確保について支援する。また、農業経営改善計画の達成に向け、必要な情報を収集、提供する。

また、農業者が生産基盤となる農地を円滑に取得できるよう、農地中間管理機構や農業委員会との連携を図る。

（2）営農の組織化・法人化および経営支援

農業集落における話し合いの場を推進するとともに、集落営農推進研修会及び視察研修等を実施する。また、岩国地域担い手組織連携協議会と連携した組織化、法人化を推進する。また、既存の法人・組織の持続的経営に向けた支援を行うとともに、新たな農業参入を呼び込み、農業・農村の活性化を図る。

県、市、関係団体が一体となり、集落営農法人等をプラットフォームとして新規就業者の募集、研修、就業、定着まで一貫した支援体制を構築し、県内外からの確保と就業後の定着を図る。

(3) 新規就農・就業者等の育成

就農・就業希望者に対し、関係機関・団体と連携して就農準備等に必要な資金や生産基盤となる農地の円滑な取得に関する助言を行う等、就農及び安定的な農業経営に向けた総合的な支援を図る。また、国、県及び市の各種支援制度の活用を図ることにより、円滑な就農を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業を担うべき者の育成・確保施設の整備にあたっては、岩国市森林整備計画の推進との連携を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の令和2年（2020）の総農家数は3,310戸で、平成27年（2015）の4,033戸に比べて約18%減少している。令和2年（2020）の内訳は、販売農家が1,277戸（約39%）、自給的農家が2,033戸（約61%）となっている。

令和2（2020）年度に実施した基礎調査において兼業農家の農業以外の就業状況について調査したところ、従業地全体に占める市内の割合は77.5%と大部分を占めている。勤務形態別の状況は、恒常的勤務が49.6%、自営兼業が13.4%、出稼ぎが0.1%、日雇・臨時雇いが29.9%となっている。

今後も、農業分野の就農や就業を推進しつつ、非農業分野で働きながら営農に取り組める環境づくり、また一方で農業従事者が持つ技術を活かした就業の促進を図る等、持続できる農業環境の整備を進めることとする。

農業従事者の勤務形態別兼業状況

単位：人、%

区分	従業地											
	市内				市外				合計			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
恒常的勤務	236	29	265	45.5	99	9	108	63.9	335	38	373	49.6
自営兼業	72	13	85	14.6	16	0	16	9.5	88	13	101	13.4
出稼ぎ	1	0	1	0.2	0	0	0	0.0	1	0	1	0.1
日雇・臨時雇い	160	28	188	32.2	33	4	37	21.9	193	32	225	29.9
その他	37	7	44	7.5	6	2	8	4.7	43	9	52	6.9
総計	506	77	583	100.0	154	15	169	100.0	660	92	752	100.0
			(77.5%)				(22.5%)					

（注）資料：岩国市の農業振興に関するアンケート調査（令和2年度実施）

端数処理の関係上、構成比の計は100%にならない場合がある。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

都市近郊の有利性を生かした施設型の企業的農家の育成、農地の集積による大規模農家の育成、複合経営の構築を図るとともに、中山間地域のような効率的かつ安定的な経営体の確保・育成が困難である地域においては、農地の保全を目的とした国庫補助制度等を活用しながら、集落営農活動の維持・発展を促し、集落営農法人等への誘導を図る。

また、「FAM'Sキッチンいわくに」等の農産物直売所や地域商品を取り扱うスーパー等、農作物を販売する多様なチャンネルを開くことにより、農業者の所得向上を図る。

あわせて、安定的な農業経営を支える観点から、特に中山間地域における定住促進、地域ブランド化の推進や6次産業化等による農業の多角化その他産業の振興を図ることとする。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業従事者の安定的な就業の促進にあたっては、岩国市森林整備計画の推進との調整を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業振興地域においては、集落の人口減少、農業就業者の高齢化の進行と担い手不足、農作物の価格低迷、燃料や資材費の高騰による生産コストの増大等、多くの問題を抱えている。また、農地の荒廃が進み、農村が有する多面的機能の減衰、防災機能の低下等に繋がることが指摘されている。

このような中で、地域における農業構造の改善を促進する観点から、営農意欲の高い経営体と兼業農家等とが協力しながら営農活動を展開することで、多面的機能の増進が図られるとともに、合理的な農業生産活動が可能な、活力のある住みよい農村地域社会を形成することが求められている。

また一方で、都市住民の中には専業・兼業・自給型など様々な形での就農への関心・意向を有する者もあり、この受け皿となる農村の環境整備が求められている。

このため、各集落の意向や状況を踏まえながら生活環境基盤の維持・整備を推進することとし、あわせて移住・定住施策に取り組むことで集落人口の確保、担い手の確保・育成を図り、周辺の農用地と調和した、ゆとりある住環境の創出に努める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

岩国市森林整備計画との調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境施設の整備にあたっては、岩国市総合計画に基づき、効果的な事業の推進を図る。

第9 付図

別添

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 土地利用計画図（付図1号） | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） | |
| 3 | 農用地等保全整備計画図（付図3号） | |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図（付図4号） | 該当なし |
| 5 | 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号） | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図（付図6号） | 該当なし |